

## 長期優良住宅法等改正に伴うお知らせ

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部が改正され、令和4年(2022年)2月20日(日)から施行されることになりました。

### 【改正概要】

- ・認定基準に「自然災害リスクに係る認定基準」を追加
- ・区分所有住宅(分譲マンション等)の住棟認定制度の新設
- ・登録住宅性能評価機関の活用による認定手続きの変更
- ・長期優良住宅型総合設計制度の創設

※詳細については、国土交通省 web サイトをご確認ください。

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001411783.pdf>



上記改正に伴い、下記のとおり、北海道の手続き・認定基準が変わります。

### 1 認定申請手数料の改正

法改正による審査項目の増加に伴い、手数料を改正します。

詳細については別紙をご確認ください。

【例】戸建て住宅の認定(確認書等を添付する場合)

(申請種別)	(現行)		(改正後)
当初新築認定申請(法第5条第1項～第5項)	18,000円	→	19,000円
増改築認定申請(法第5条第1項～第5項)	25,000円	→	26,000円

※変更認定申請(法第8条第1項、法第9条第1項、第3項)、地位の承継の承認(法第10条)は、変わりません。

### 2 自然災害リスクに係る認定基準の追加

認定基準に「自然災害による被害の発生の防止または軽減に配慮されたものであること(法第6条第1項第4号)」が追加されました。

北海道では、国の基本方針を踏まえ、**土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、災害危険区域、津波災害特別警戒区域**内に長期優良住宅の認定を受けようとする住宅が含まれている場合、**原則、認定を行いません。**

### 3 登録住宅性能評価機関の活用による認定手続きの変更

登録住宅性能評価機関が住宅の構造・設備が長期使用構造であることを確認した「確認書等」を添付することにより、長期優良住宅認定に一部審査を省略できることとなります。これにより、これまでの「適合書」での審査省略は廃止され、「確認書等」による審査省略に変更となります。

※改正後は「適合書」での審査省略が廃止されますので、**「適合書」での認定申請を行う場合は2月20日以前に申請してください。**